

## 令和2年度 事業計画

### 1 基本方針

農地中間管理事業については、地域・集落での徹底的な話し合い（人・農地プランの実質化）により農地集積を加速すること、手続きの簡素化を図ることなどを内容とする法改正がなされ、令和2年度までの2年間で、農地利用に関するアンケート調査・地図化による現況把握・集落等での話し合いによる将来方針、取り組み方針の策定が県下市町において進められています。これを踏まえ、本公社においても、集落等での話し合いにおいて農地中間管理事業の更なるPR・事業の周知を図るとともに、県、市町、農業委員会、JAなど関係機関と緊密に連携し、人・農地プランの実質化の取り組みを中間管理事業の推進、加速化に繋げてまいります。

また、これまでも推進を図ってきた土地改良区や集落営農組織、産地部会、多面的支払交付金活動組織、中山間地域等直接支払組織等でも、市町推進チーム会の中で推進対象及び目標面積を明確にした上で、関係機関と連携し、農地中間管理事業の更なる推進を図ってまいります。

また、中山間地域など担い手が不足している地域では、関係機関と連携し、農地の条件整備、営農計画の樹立、担い手の確保育成等に総合的に取り組むことで農地中間管理事業を推進してまいります。

併せて、相対による利用権設定から農地中間管理事業への誘導と未相続農地への農地中間管理権設定を進めてまいります。

これらの取組により、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」が目指す姿である『経営耕地面積の8割を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う。』農業構造の実現を目指し、関係機関と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組んでまいります。

諫早湾干拓農地については、第3期（平成30年度～平成34年度）の3年目を迎える中、引き続き、関係機関と連携の下、経営指導や作付状況等の調査及び環境保全協議会や平成諫早湾土地改良区等での意見交換を継続しながら、農地の適切な管理

と営農支援を図り、リース料の確実な確保に努めます。

併せて、平成29年度に策定した「諫早湾干拓農地排水改善対策実施方針」に基づく排水改善対策を計画的に実施しながら、環境に調和した先進的な営農の確立に努め、農地リース事業を推進します。

また、潮受堤防排水門の開門関連訴訟については、平成29年4月17日に長崎地裁から開放差止を認める判決が言い渡された潮受堤防排水門開放差止訴訟が、令和元年6月26日、開門を求める補助参加人の独立当事者参加申出を認めない最高裁決定により確定しました。また、小長井、大浦漁業者の方々が開門を求めて提訴した大浦小長井漁業再生請求事件訴訟については、開門を認めないとした福岡高裁判決を不服とした上告に対して、最高裁は、令和元年6月26日に上告を退ける決定を行い、開門を認めないとする判決が確定しました。加えて、令和2年3月10日には、諫早湾内の漁業者の方々の一部が開門を求めて提訴していた長崎2次3次開門請求訴訟について、長崎地裁が、開門を認めない判決を言い渡しました。一方、国が平成22年の開門確定判決の執行力を排除するよう求めた請求異議訴訟については、令和元年9月13日、最高裁において、審理が高裁に差し戻され、現在、福岡高裁において審理が行われているところです。当公社としては、土地明渡訴訟やカモ食害損害賠償等請求訴訟を含めて、今後とも関係機関等と連携し、干拓営農に支障が出ないように適切に対応してまいります。

## 2 事業内容

### (1) 農地中間管理事業

#### ① 農地貸借事業

経営規模の縮小・離農等を図る農業者等が所有する農地、利用可能な耕作放棄地について、規模拡大を目指す認定農業者、農地所有適格法人、集落営農組織等の担い手に対し、地域等での話し合いを通じて農地情報の提供や簡易な基盤整備などでまとまった形で農地の利用ができるように配慮して貸し付けます。

これまでは基盤整備地区などの条件の良い農地の事業活用が進んできました

が、借り手が見つからない貸出希望農地の半分以上は耕作放棄地であり、今後は、関係機関と連携し、農地の条件整備、担い手の確保、営農計画の樹立を総合的に推進した上で、事業活用を進めます。

(事業計画)

区 分	面 積 (h a)		備 考
農地貸借事業	借受面積	800 ha	R2年度計画 (実績見込み) 800 (651) ha
	貸付面積	800 ha	800 (770) ha

## ② 農地売買事業

認定農業者等が経営規模の縮小や離農を図ろうとする者から農地を買い入れる場合において、認定農業者等からの申し出に基づいて、機構がその購入資金を全国農地保有合理化協会から無利子で借り受け、買入れ・売り渡します。

(事業計画)

区 分	面 積 (h a)		備 考
農地売買事業	買入面積	4 ha	全国農地保有合理化協会 ・担い手支援資金
	売渡面積	4 ha	

## ③ 農地利用条件改善事業

農地中間管理事業により権利を取得した農地の条件整備 (簡易な基盤整備、改植等を含む) を機構が実施する場合、必要に応じ認定農業者等からの申し出に基づいて、機構が国庫補助金を除いた農家負担金を、全国農地保有合理化協会から無利子で借り受け、農地を整備した上で、担い手へ貸し付けを行います。

農地の条件整備については、集落等での話し合いの中で、整備後の経営シミュレーションを行ったうえで、利用可能な事業制度の周知を行うとともに、守るべき農地を明確化し、耕作放棄地解消を含めて面的な整備を行います。

(事業計画)

区 分	面 積 (h a)		備 考
農地利用条件改善事業	整備面積	10 ha	全国農地保有合理化協会 ・担い手支援資金等

(2) 諫早湾干拓農地保有管理事業

平成30年度からの新たな5年間(第3期)の利用権を設定しています。

農地借受者の営農計画達成に向けた経営相談や意見交換会を通じて営農活動の支援及び環境保全型農業の推進並びに排水改善対策やカモ被害防止対策を進めるとともに、農地の管理・作付状況の実態把握等を関係機関と連携し推進します。なお、第3期利用権設定の際、3年間の利用権を設定した1営農者については、今年度、残り2年間の利用権設定の可否についての審査を行います。

カモ食害損害賠償等訴訟(原告は4者、被告は国、県、公社)や土地明渡訴訟(被告は利用権再設定を認めることが適当ではないと判断された営農者2経営体)では、弁護士や関係機関と連携して適切に対応します。

潮受堤防排水門開門問題については、干拓営農者や関係機関等とも連携して、適切に対応します。

① 諫早湾干拓農地貸付計画

関係機関と連携し、営農者の経営安定を図る中で、リース料の徴収確保に努めます。

(貸付計画)

借受者	面 積	賃 貸 料	備 考
36件	672 ha	130,000千円	

- リース料：10アール当たり標準2万円

注) 利用権設定 36件 面積631ha 賃貸料1億2200万円(長崎県含)

公募保留 面積 41ha 賃貸料 800万円

(公募保留分については、利用権再設定をしない2経営体分の賃料相当額であり、土地明渡訴訟の中で損害賠償として請求しています。裁判確定後に募集予定。)

## ②宅地等用地

使用処分計画の変更がなされたことから、増反者及び関連業者への売却が可能になり、関係機関とも連携を図りながら宅地等用地の売却促進に努めます。

区分	区画数	面積 (㎡)	売却金額	備考
計画	10	10,000	52,000千円	

(参考)

	区画数	面積 (㎡)	備考
全体	91	84,703.51	取得額 341,000千円
緑地等	16	14,320.86	売却対象外
宅地			
総数	75	70,382.65	
売却済み	42	37,819.85	
未売却	33	32,562.80	

## ③排水改善対策

諫早湾干拓農地排水改善対策実施方針に基づき、国の事業予算を確保するとともに、営農者との協議を踏まえ、計画的な排水改善対策を進めます。

(事業計画)

○暗渠整備

3ヶ年(平成30～令和2年度)の整備計画73.4haについて、国庫補助事業枠の確保を図りながら計画的に取り組んでまいります。

圃場数	面積 (ha)	事業費 (千円)	公社負担 (千円)	備考
6	23.1	42,262	16,272	令和元年度5圃場 31.74ha 事業費 54,535,615円 公社負担 22,950,615円

注) 暗渠整備は国庫補助事業(定額補助)と公社特別積立金を財源にして実施している。